

# 建築物木造木質化支援事業のご案内

和歌山県産の木材「紀州材」を活用することで、脱炭素社会の実現を推進し、伐採し、使い、植え、育てるといった森林資源の循環利用に貢献しませんか？

## 木造化・木質化・木製品整備の支援

令和6年度から  
対象拡充!!

### ■補助の対象となる方（＝事業主体）

和歌山県内で民間非住宅建築物を所有又は管理されている方

### ■補助の対象となる建物（＝民間非住宅建築物）

和歌山県内の建物であって、公共施設（国、県、市町村等が建築する建物）、住宅関連（個人住宅、賃貸住宅等）、風営法関連及び宗教関連等を除く建物

### ■補助事業の種類

#### ① 地盤改良を行う事業（木造・木質化と併せて実施する場合に限る）

民間非住宅建築物の整備に当たり、紀州材土中杭を用いた地盤改良を支援

#### ② 木造化・木質化を行う事業

民間非住宅建築物の新築、改築又は増築する場合、紀州材を使用した木造化又は内外装の木質化に対して支援

#### ③ 木製品整備を行う事業

紀州材で製造された木製品の民間非住宅建築物への導入を支援

### ■補助対象経費・上限単価・補助率・補助限度額

#### ① 地盤改良を行う事業（木造化・木質化と併せて実施する場合に限る）

補助対象経費： 紀州材土中杭の購入に要する経費  
上限単価（税抜）： 33千円/㎡  
補助率： 補助対象経費の1/2以内  
補助限度額： 1事業主体当たり年間で3,000千円まで

#### ② 木造化・木質化を行う事業

補助対象経費： 紀州材の購入に要する経費  
上限単価（税抜）： 構造材109千円/㎡、内外装材や建具用部材等8千円/㎡  
補助率： 補助対象経費の1/2以内  
補助限度額： 1事業主体当たり年間10,000千円まで  
補助の条件： 構造材5㎡以上使用、または内外装材や造り付け家具部材等20㎡以上使用

#### ③ 木製品整備を行う事業

補助対象経費： 紀州材製の木製品の購入に要する経費  
上限単価（税抜）： 1,000千円/品（ただし、学習机・椅子のセットは20千円/組）  
補助率： 補助対象経費の1/2以内  
補助限度額： 1事業主体当たり年間5,000千円まで  
補助の条件： 補助対象経費200千円以上  
（ただし、子育て支援に関する木製品のみを整備する場合は50千円以上）

※ ②と③など複数メニューを同時に行う場合の補助限度額は、1事業主体当たり年間10,000千円まで  
※ 事業主体が和歌山県と「建築物木材利用促進協定」を締結した際には、補助限度額を5,000千円上乗せできる場合がありますので、個別にご相談ください

申請前に必ずご相談ください！  
（公募期間：R6年4/1～5/31）

＜お問い合わせ＞

- 各振興局 農林水産振興部 林務課
- 県庁 農林水産部 森林林業局 林業振興課

